

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

総括表

【平成25年3月26日現在】

項 目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19	19	0	17	17	0
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4	0	10 (4)	6	4 (4)
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2	0	4	4	0
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	0	0	0	16	16	0
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室 (現 政策企画部)	1	1	0	23	23	0

(注1) 指摘……………①合法性、合規性、②経済性・効率性・有効性の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………指摘等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 19 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

第 3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

	包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
① 燻蒸上屋の使用料 工 監査の結果及び意見	<p>(前略) 燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】</p>	<p>青果事業関連施設も含め府営上屋等の在来埠頭については、府市統合本部会議(平成 24 年 6 月 19 日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平成 24 年 6 月 29 日開催)において、府が港湾運営会社を目指す堺泉北埠頭(株)に管理運営を委ねる旨の基本的方向性が示されたところ。</p>	経過報告
② 大阪府営上屋の屋上使用料	<p>大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p>	<p>今後は、同株式会社による埠頭運営の収支も踏まえつつ、近隣港の同様施設の料金動向も勘案しながら、相応な価格設定について検討を行っていく予定。</p>	
③ 上屋敷地の使用料	<p>同上【意見】</p>		
④ まとめ	<p>(前略) 青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】</p>		